

## 第9章 計画の進行管理

府は、府内の廃棄物等の発生、再生利用、処分状況等について調査し、継続的に計画の進捗状況の確認を行う。

また、本計画の目標を達成するため、本計画に位置づけられた施策を効率的かつ効果的に実施することが必要であることから、各主体と十分に連携し、確実かつ迅速に施策を実施し、その実施状況や施策効果の把握に努める。

さらに、廃棄物をめぐる動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な場合には、施策の見直し等を行う。

なお、計画の進捗状況等については、京都府ホームページや環境白書等で公表する。